様式第３号(第９条関係)

会　議　結　果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和７(2025)年度みよし市障がい者福祉計画審議会		
開催日時	令和７(2025)年９月29日（月） 午後１時30分から午後３時まで		
開催場所	市役所３階　研修室３・４・５		
出席者	（会長） 岩山　絵理（学識経験者） （副会長） 阪田　征彦（学識経験者） （委員） 加藤　貴利（民生児童委員代表）、端谷　毅（医療関係者）、熊谷かの子（障がい福祉団体）、久野　知英（障がい福祉団体）、廣瀬邦仁（障がい福祉団体）、前澤　晏（障がい者団体）、岸野　佳江（障がい者団体）、西條　かすみ（教育関係者）、山田　淳子（教育関係者）、渡邊　祥子（教育関係者）、小嶋　宏美（教育関係者）、小林　容子（関係行政機関） 欠席／戸田　輝子（関係行政機関）		
次回開催予定日	令和８(2026)年９月		
問合せ先	福祉部　福祉課 担当者　犬塚、立石 電　話　０５６１－３２－８０１０（直通） ﾌｧｸｼﾐﾘ　０５６１－３４－３３８８ e-mail　fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由	
審議経過	別紙のとおり		

令和７(2025)年度みよし市障がい者福祉計画審議会　会議録

日　時　令和７(2025)年９月29日（月）
午後１時30分から午後３時まで
場　所　みよし市役所３階　研修室３・４・５

1　あいさつ

福祉部次長兼課長	本日は大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。 定刻になりましたので、ただいまから令和７年度みよし市障がい者福祉計画審議会を開催いたします。 開会にあたり「礼」の交換をしたいと存じます。恐れ入りますが御起立をお願いします。 【一同、礼】 御着席ください。 なお、本会議は公開となりますが、傍聴についてはご希望の方がありませんでしたのでご報告いたします。 審議会の出席者につきましては、配付しました座席表と委員名簿でご紹介に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日、衣浦東部保健所の戸田課長様が御欠席と報告をいただいております。 今回の審議会から新たに３人、愛知県立三好特別支援学校の校長の山田様、打越保育園の園長の小嶋様、衣浦東部保健所の課長の戸田様が新たに委員になっております。本来、委嘱状を一人一人に渡すところでありますが、今回机上に交付させていただいておりますので、よろしくお願いします。 それでは、初めにみよし市福祉部長の木戸より挨拶を申し上げます。
福祉部長	本日は、お忙しい中本審議会にご出席いただきまして、皆さんありがとうございます。 また、委員の皆様には日頃から本市の障がい福祉施策の推進に御協力、御理解いただいておりますことをこの場をお借りしましてお礼申し上げます。 さて、本審議会は、本市の障がい福祉行政の柱となります、障がい者福祉計画の策定に関する調査、審議を行う諮問機関と位置付けられております。現行の計画は３本立てになっております。それぞれ法令の根拠が異なるため、みよし市障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画と３つに分かれておりますが、いずれも令和６年度から計画期間が開始されているものになります。 本日は、その初年度となりました昨年度の事業の進捗状況について、委員の皆様に御確認をしていただくことを主な議題としております。 成年後見のニーズに対応するために法人後見業務をみよし市社会福祉協議会のお力添えをいただきまして開始できました。他、障がい者福祉センターの指定管理者として、株式会社ウォームスを新たに選定いたしまして、４月から運営し業務を開始していただいておりますが、医療的ケアの必要な重症心身障がい児の受け入れも行っていただいています。 また、後程詳しくは担当から令和６年度の各事業の実績等について、詳細を説明させていただきますので、委員の皆様には、事業の進め方や取り組み内容につきまして、忌憚のないご意見を賜りますことをお願いしまして、私のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

福祉部次長兼課長	続きまして、岩山会長の方からご挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
岩山会長	障がい者計画ということで、地域で暮らす障がいのある方の暮らしに直結する大切な計画になっているかなと思います。それを様々な視点をお持ちの専門家の皆様と意見交換ができるこの機会に参加させていただくこと大変ありがたく思います。 皆さんの意見交換をうまく進められるように議事進行に努めて参りますので本日もよろしくお願いいたします。

2　議題

（1）「みよし市障がい者福祉計画」の概要について

岩山会長	それでは続いて、議題（1）みよし市障がい者計画の概要について、事務局から説明をお願いします。
事務局	本市では、令和６年３月に第５期みよし市障がい者計画と障がい者総合支援法に基づく第７期みよし市障がい福祉計画、児童福祉法に基づいた第３期みよし市障がい児福祉計画の３つの計画を内包した「みよし市障がい者福祉計画」を策定しました。 策定の位置づけとしまして「第５期障がい者計画」は、障がい者基本法第１１条第３項に規定する「市町村障がい者計画」として、障がい者をとりまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示す計画であります。 次に、「第７期障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）第88条に規定する「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として策定いたしました。最後に、児童福祉法の改正により、市町村に策定が義務付けられた「第３期障がい児福祉計画」を、障がい児の福祉サービス提供体制確保に関する計画として「第７期障がい福祉計画」と一体的に策定いたしました。 これらの計画は、『みよし市総合計画』、『みよし市地域福祉計画』を上位計画とし、関連する計画と整合性をとりながら、障がい者、障がい児福祉の方向性を示す計画として位置付けられるものです。 資料１にあるのは、それをイメージ図化したものです。「２　計画の期間」では、計画のスケジュールを表にまとめました。 委員の皆さんに審議していただくものは、令和５年度策定の計画になります。 障がい者計画は、計画期間を６年間とし、令和６年度から令和 11 年度までの期間になります。 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は３年計画で、令和６度から令和８年度までが計画期間となっています。 ３番、各計画の特色につきましては、(1)みよし市　障がい者計画は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。障がい者施策における市の責任を明確化させ、障がいのある方々の地域生活を支援する全体的なビジョンを示します。地域の様々な資源の総合的な連携体制を構築し、障がいのある方々一人ひとりに対し、適切なサービスが提供される基盤を作ります。

	(2) みよし市障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び業務の円滑な実施に関する事項を示します。具体的には、市の障がい福祉サービス、相談支援の必要な見込量、障がい者支援施設の必要入所定員総数、地域生活支援事業の実施に関する事項などの目標値を示しています。 みよし市障がい児福祉計画は、障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を示します。具体的には、市の障がい児通所支援又は障がい児相談支援の必要な見込量の目標値を示しています。 以上で、議題（１）計画の概要についての説明を終わります。
岩山会長	ご説明ありがとうございました。 では何か御質問はありますでしょうか。 【質問なし】

（２）第５期みよし市障がい者計画の実施状況について

岩山会長	それでは続いて、議題（2）第５期みよし市障がい者計画の実施状況について、事務局から説明をお願いします。
事務局	本計画は令和６年４月からの計画となっています。令和６年度の進捗状況を各課に確認し、資料を作成しております。具体的には、障がい者福祉計画冊子の第４章 27 ページからの、施策項目の取組内容を一つずつ評価させていただきました。実施状況として、資料の真ん中にある R11 目標値は、令和５年度に見込んだものであり、その右隣に令和６年度の実績を記載しました。 今回は本計画において、新しく取り組むことになった７点について、ご報告させていただきます。目印として取組内容のあたまに【新規】と書かれたものを順番にいきます。 まず、施策項目１権利擁護（２）成年後見制度の利用促進の三段目「法人後見に向けた準備、体制の検討」について 実施内容は、市内社会福祉法人による法人後見業務が開始できるよう、準備を進め、体制を整備します。としましたが、 高齢者や障がい者の権利擁護を目的とした成年後見制度の利用促進が全国的に求められている一方で、後見人の担い手不足を補うため、みよし市では社会福祉法人による安定的・継続的な後見支援を行う法人後見業務の体制整備に着手しました。 令和６年度第 1 回成年後見支援ネットワーク会議で体制整備を検討。みよし市社会福祉協議会が 10 月から業務を開始しました。 主に成年後見支援センターで、相談対応・制度説明・申立て支援などを実施しています。 令和６年度は、法人後見受任件数は 1 件（認知の方の案件）あり、対象者の生活支援、金銭管理などを法人として継続的支援を行っています。 業務を開始したばかりのため、今後も引き続き成年後見支援ネットワーク会議において体制整備の検討を行っていく予定です。 次に、４地域生活支援（１）相談支援体制の充実、「社会福祉法に基づく重層的支援体制の構築、整備」です。 令和６年 10 月から、おかよし地域包括支援センターに相談支援専門員とコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、世代・属性・相談内容を問わず包括的に相談を受け止める体制を整備しました。地域住民の多様な困りごとに対して「最初の相談窓口」として支援を実施しています。令和７年度以降は、他の地域包括支援センター等への拠点整備を検討し、地域特性に応じた

	支援体制の構築を目指します。 　次に、同項目、（２）重度障がい者の支援体制の整備、「重度障がいのある人の対応技術の向上」です。 　令和６年度は、みよし市自立支援協議会　医療的ケアさぽーと部会では、市内事業所及び訪問看護ステーションを対象とした研修を開催し、医療的ケアを必要とする重度障がい者への対応技術の向上を図りました。研修内容は、災害時の支援をテーマにした石川県能登半島地震災害時のときの実際の医療現場の様子を聞く講演パートと「災害が起こる前にできること」をテーマにグループ討論を行い、日ごろから顔の見える関係の強化と課題の共有を行いました。 　次に、同項目、（２）重度障がい者の支援体制の整備、「重度障がいのある人の受け入れ事業所の整備」です。 　令和６年度中に、みよし市障がい者福祉センターの指定管理運営先の選考を行い、公募により株式会社ウォームスが選定されました。指定管理期間は令和７年４月から５年間です。 　今回の指定管理から、業務の範囲に地域活動支援センター機能強化事業として、重症心身障がい者、医療的ケア児者の受け入れを必ず行うことを盛り込み、市内で対応可能な事業所が少ない現状を踏まえた配慮を行いました。 　2月に行った指定管理者変更に係る利用者説明会の際には、代表の古田氏から、子ども食堂やカフェの実施、さらにセンターとしてのフェスティバルや近隣事業所と合同のイベントの開催なども提案があり、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業についてもご助力いただけるようです。 　次に、同項目、（４）親亡き後の支援体制の充実、「拠点等整備に向けた協議」です。 　みよし市での拠点等整備については、新たな施設を建てるのではなく、既存の事業所や法人の強みを生かして「地域全体で支える体制」を整備するという方針を採ってます。みよし市自立支援協議会内に「地域生活支援拠点等整備検討チーム」を設置し、地域全体で支える支援体制の構築に向けた協議を進めています。令和６年度は主に周知・啓発に取り組み、みよし市版「地域生活支援拠点等整備の手引き」の作成と、事業所等へプレゼンテーションを行いました。 　次に、同項目、（４）親亡き後の支援体制の充実、「拠点等の整備状況の評価」です。 　自立支援協議会で作成した地域診断表は、障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくりを目指し、地域の支援体制を多角的に評価・分析をするための重要な資料です。みよし市では国が示す基本５項目とみよし市が独自に追加した３項目について毎年年度末に構成員がそれぞれの立場から１～５の主観的評価を行い、第３回自立支援協議会全体会で協議しています。 　令和６年度は緊急時の受け入れについて、体験の場、事業所の意識の３項目についてディスカッションを行いました。 　以上、今回の計画で新規に掲げた項目について選んで説明させていただきました。他の項目についても、関係各課とともに計画の達成に向けて取組を進めてまいります。 　以上で、【議題（２）】の説明を終わります。
岩山会長	ご説明ありがとうございました。 　では何か御質問はありますでしょうか。
渡邊委員	５の療育・教育で、児童発達支援運営委員会の開催とありますけども、こ

	の児童発達支援運営委員会というのは、メンバーは何人で、どのような方々がメンバーとしていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。それから、令和６年度は実績、目標値に令和 11 年というのは、結構長くないでしょうか。次の年か次の次ぐらいは予測が立つんですが、６年から５年後のはなかなかつきにくいんですけども、どういうふうに考えた方がいいのでしょうかというのをまずお尋ね申し上げます。
事務局	児童発達支援運営委員会の開催のメンバーについて、議長を含めて９人になっております。例えば、社会福祉士や指導保育士、保健師、アドバイザーとしてこども発達センターの相談員が含まれています。
渡邊委員	私はここで気をつけたいなと思うところは、保育士幼稚園教育研修というところに、保育園と保育士と幼稚園教諭というのがありますが、その前のところでは全体的に保育園とだけ書いてある。部門が違うので、みよしには幼稚園と保育園、公立が６園、民間が４園、そして幼稚園が６園ございますので、この辺は保育園と幼稚園という書き方じゃないと、市公立だけのことなのか、保育園だけの視点だと毎回気になる。そこに幼稚園というのも入れていただきたいなというのは、前にも何度かお話はさせていただきました。 やはり幼稚園と保育園と一緒にみよしを担っていると思っております。それでここでも何となく民間が入っているかどうかということ。児童発達支援事業所というのは民間がもうほとんど。その中で、この児童発達支援運営委員会というのは、児童発達支援事業所のことを指しているのではないかと思って、私はご質問しているんです。児童発達支援事業所の民間が誰もいないのはとても一方的で非常に視野が狭くなるのではないかと思うんですけども。私の受け取り方が違っているんだったらまたご指導ください。
事務局	みよし市の児童発達支援運営委員会ですが、設置要綱に基づき運営されていますが、目的としまして、親子通園ルームふたばの管理運営等々、あと児童発達支援事業所よつばの管理運営等に関わるところを話し合う場としてなっております。 先ほど参加機関をお伝えさせていただきましたが、改めて、福祉課の課長と社会福祉士が２名、保育課の指導福祉と課長、あとふたばの職員とよつばの職員、所長が出ております。こども相談課の課長と保健師長、アドバイザーとしてこども発達センターの相談員ということになっておりまして、主には先ほど申しましたように、親子通園ルームふたばと児童発達支援事業所よつばの運営に関しての議論をする場になっておりますので、メンバーとしては以上のようなメンバーでのお話し合いをさせていただいております。 先ほど、渡邊委員からご指摘いただきました幼稚園の参画ということで、取組内容の記載としては幼稚園というふうな文言がないというところは、おっしゃる通りです。ただ。取組としては、できるところにつきましては、幼稚園とも一緒に考えないと市の児童福祉の体制というのを考えていくにあたっては、幼稚園も当然入っていただかないと抜け落ちてしまうので、そこの部分については幼稚園も一緒に考えていきたいという考えはありますので、またご協力をいただけるとありがたいなと思います。
渡邊委員	ふたばとよつばは出発がそうでしたけども、今もう時代が変わっています。この文言が児童発達支援運営委員会となると、みよし市の児童発達支援の事業所が幾つあるのか、またセンターも民間でございます。他にもありますので、何かふたばとよつばのことは成立した時点では、このことを非常に検討しなければいけないと思うんです。だけど、今ではむしろ外部との関係性が非常に偏ってきている。要するに、市はふたばとよつばだけを問題にし

	ている部分は、ふたばとよつばがもっと開放しながら、みよし全体の子どもたちのことを共有するということにしていかないと、その点でも問題は実際起きていますので、ぜひこの考え方を変えていただきたいし、ここでしっかりと文言を変え、もし児童発達支援運営委員会じゃなくても、ふたばとよつばの運営委員会にしてもらわないと、ほとんど他のことは入ってないんではないかと思います。私たちにもその情報は流れてきません。児童発達支援運営委員会と名目してある以上、私たちも知る権利もあるんではないかと思います。
事務局	今年度１回目の運営委員会でそういった議論も出ておりました。アドバイザーで阪田委員にもご参加いただいておりまして、児童発達支援センターが民間でも設置されたというふうなこともあって、児童発達支援の体制を考えるにあたっては、協調していかなきゃいけないだろう、いかなければいけないんじゃないかというふうな意見も出ておりましたので、今日障がい者福祉計画の審議会で渡邊委員からそのような意見がいただきましたので、これをきっかけに今後も、児童発達支援の体制を共に考えていただけるとありがたいなと思いますので、その方向で事務局にも伝えておきます。
阪田副会長	まさしく今言われたことは本当によくわかります。子どもの部分は障がい関係なくやろうと国の施策もなっていて、要は全体で考えないといけない。よつばとふたばに課題があるからっていうことだと思っていて、そこをちゃんと精査することで課題が共有できると思います。渡邊委員も、もしそういう委員会ができればぜひ。
渡邊委員	今年度も危険と思うのは、機能選定を具体化するため、全庁的なプロジェクトチームを結成するということは、役所の中だけで全庁集まってやるのかと考えます。ますますこの市役所だけの責任ではないと思うんですよ。これだけ民間が存立している以上、この文言もすごく気になりますのでお願いします。
阪田副会長	自立支援協議会というツールがあって、そこにも児童部会があるため、協調しながら、課題をもうちょっと明確にしながら、政策に反映できればなというふうには、すごく感じるところではあります。
岩山会長	幼稚園と保育園の機能が違うところをきちんと踏まえてですとか、民間が今入ってきている中でどうされていくかっていうところは大切な視点だったかなというふうに思います。 その他何かご意見ご質問ございますでしょうか。
廣瀬委員	重層的支援体制の構築のところですが、今年度のところで、他地域の包括的相談窓口の整備に向けて、おかよし地域の効果を検証しますというところです。その他の地域の相談窓口の整備っていうのをどの程度、いつごろ整備するのかなあということを、現状である程度、考え方があれば教えていただけるとありがたいなと思います。
福祉部次長兼課長	もともとモデル事業として、おかよし包括支援センターで昨年度から始めた形になり、実際はこれをモデルとして他の地域も広げてくというような形ではもちろん考えているんですが、現時点では具体的にいつ頃というような目標もまだ立てていない状況で、目安としては３年から４年ぐらいで広げていきたいなというのはあります。 また、多機関協働事業についても社会福祉協議会に委託をしている形をしているんですが、それについては今検討段階でありますが、それを市の方に持っていくような形も考えてはいます。そうすると、事業についてはおかよし地域だけで構築ではなく、全域というような形にはなるというふうに考え

	ております。今検討している段階になりますが、よろしくお願いします。
岩山会長	その他何かご意見ご質問ございますでしょうか。
渡邊委員	インクルーシブ教育のところですけども、新入学児童の情報の引き継ぎ、これはもう保育課と学校教育課で本当にやっていただいています。ただ、今もうこのつながりシートだけが引き継ぎの手だてになっているというのは十分ではないという現状がもう何年とあります。つながりシートももう考え直す時ではないかというのは自立支援協議会でもお話をしました。少しずつ微調整をしていく必要があるんではないかと思っています。 特に、ここにある、来年度もそのよさや強み、課題、心配を整理して学校に伝えるためにつながりシートを作成しましたというのが内容ですけども、これに学校が対応するだけの人と時間がない。私は、生の子どもを見てくださいよと、本当に集団の中で支援の必要な発達に幅のある子がどういうふうに入っていっているのか、そういう幼稚園や保育園の集団の中の生活、そして支援のそれぞれを知らない先生方が多いので、先生もお気の毒だと思います。中学校から来て、急にそういう子どもに会って年齢のギャップもある上に発達とは、特にこの時代感覚的な行動が多いので、どうつき合っていいのか、要するに大人用語ではなく、その子たちに伝わる用語を幼稚園と保育園はいっぱいもっています。そういうようなことが十分つながりシートでは伝えてないんです。つながりシートの限界を幼稚園、保育園は感じていると思うんです。 何とか学校教育課で考えてほしいのは、お話をするのはその時の公務の方や教務の方とお話します。でも実際は子供は担任が迎えます。この１年の担任の方とは１回もお話をしたことがない。そして、入ってからお困りになった現状があります。つながりシートが役立ってないというようなことが、やはりこれで論証されていると思うんです。学校の先生も本当に苦労してらっしゃると思うんです。そういう意味で、豊田市から真似てみよし市でも行ったが、もう限界ではないか。違う形でやらなければいけないと思います。 それから、つながりシートだけではない研修とつなげながら、もっと構造的な対策を考えていく必要があるんではないかと思います。今の子どもたちと保護者の変化についていけないんです。幼稚園でも保護者の対応にかなり時間をかけているというのがもう自然の流れです。昔は、幼稚園に入学する前の子どもたちも８割が子どものカリキュラムでした。２割が保護者の方へのご協力でした。今、どちらかというと逆だと言っても過言ではないくらいです。だからそういう時代の変化を学校も私たちも共有できるものなんです。だからそれを一緒に、自立支援協議会はうまく操作してほしいなと思います。
西條委員	私もつながりシートに非常に思い入れがありまして、大事にしてきていますし、これからも大事にしていきたいなと思っています。シートができたおかげで、小学校に入学した時点で保護者の方への話の通りがすごく良くなった。年々子どもの数は減っているのに、つながりシートの数は増えていっています。割合が増えているのは、園の先生たちも、これがあることで小学校に繋がっていけるんだなっていうことを思ってくださっているからかなと思っています。小学校は、正直シートがない前は本当に手探りで、この子はすごく課題があるんだけれども、親御さんは正直あんまり困り感を持っていないんだけど、将来困るだろうなぁということが分かっているんだけど、そこの突破口を、親御さんや本人を傷つけない形で話をしていくのが非常に難しかったです。

	本校も今年約50人の子たちが入ってきたんですけれども、つながりシートを持っている子達は約15人います。その全員が特別支援学級に入るわけでもないですし、通級指導教室を受けるわけでもないです。通常の学級で、元気に過ごしているお子さんたちですが、今までしてきた支援を小学校でもして欲しいなと思ってくださっているその思いを汲み取れるのは良い事です。ただ、紙に書かれたものだけでは全てではないというのもおっしゃる通りで、そこを何とか埋めるために、ちょうどこの時期に教務主任が入学者の窓口になり、各園に出向いて市の教育相談に来たお子さんの様子、それ以外に園の先生たちが気にかかる年長の様子を見させていただいています。就学相談に来てくださったお母さんやお子さんたちが教育相談という形で、学校に出向いてくださって、実際に学校を見学して１年生の教室や特別支援学級の教室を見て、何度も来ていいですよと声をかけながら見学と相談を進めている最中です。紙でのやりとりは限界がありますが、でも突破口としては、非常にありがたいです。これからも私は続けていただきたいなっていうことを思っています。 人と人とが繋がらないと、支援は繋がっていかないと思います。保幼小連絡会が各小学校で４月に入ってから行われますが、この時は担任が出てきます。４月にならないと担任も担任ですと言ってあげられませんので、担任が見に行けるのは入学後ということはご承知おきいただければと思います。
渡邊委員	つながりシートが全部だめなわけではないです。入口としては知っていただきたい。つながりシートは保護者も担任も書きます。そうすると、幼稚園や担任の本音が書けない。ここが一番問題です。オブラートに包んだように、受け取る方は問題があまりないと思ってしまいます。原因は家庭にあるところが通じるようなものに改善していく必要があります。 そしてもう１つ心配なのは、課題や心配に対応できるだけの先生の経験。多面的に担任だけではないような形や、つながりシートが平面なものだったらもっと３次元的なものに変えていけないのかと思っています。 学校の事情もわかりますけども、教務の先生に全部お話したけど、伝わっているところと、伝わっていないことが結構多い。話したことと同じことをまた話すことが多いので、その点も学校で何か改善をしていただくとありがたいと思います。
事務局	つながりシートは、自立支援協議会で議論して作成しましたが、保護者と先生とで協力して書くものになっています。 保護者が困り感やお子さんに対して気になることがあるということ、保護者はそういった思いを持っていることでシートが出されたということが教員に伝わることで、先生が保護者と面談する時に話が入りやすくなります。 確かにシートの改善の余地はありますし、特別支援教育連携協議会でも様式の見直しというのは何度か話題に上がっておりまして、マイナーチェンジは徐々にしてはきておりますが、運用自体は大きくは変わっておりません。 まず保護者に気づきがあることを学校側に伝えるというツールの１つになっていることと、あとはお渡しするときの情報交換というのが副産物としてあることで、つながりシートの運用がずっと続いてきておりまして、学校でも何とか活用していただけているような状況ですので、なるべく先生方や保育園、幼稚園の先生方の負担を増やさない形で学校の先生に何とか情報が伝わらないかなという思いもあってやっていただいていますので、またこれに向けての改善のご意見等ありましたらいただきたいなと思っております。
端谷委員	来年どこのクラスに入るかという相談が教育委員会の先生と、私が委員長

	でやっています。一番問題なのは、１年生になる時に保護者が支援クラスを嫌がる。学校では支援級に入った方が良いという意見があるんですが、保護者に言うと、普通の学級でないと嫌と言って問題に上がる数が多いです。保護者にどうやって知らせるのか、知ってもらうのかというところが結構問題になっています。実は11月に話をして、学校の先生が色々と苦労して保護者と相談して、ようやく１月に決めて。人数が決まらないと支援クラスの先生の数も決まらない。保護者の意見も聞いて、保護者がどうやって納得するのか。保護者にもわかるようなことをやる支援が何か必要なのかなという気もします。私のクリニックで発達障がいもやっていますが、病院さえ来ない子もいますので、結構大変なのかなと思います。
岩山会長	ありがとうございます。つながりシートについて様々なご意見が出ていたと思います。とてもいいものですけど、まだまだ改善の余地があるというところと、家庭の課題をどのように伝えるのか、というような辺りは今後の課題として残されているのかなと感じます。ご家庭もそれぞれに背景があって、支援の必要なご家庭も増えてきているこの世の中だからこその課題かなと思いますので、ぜひ今後に生かしていただければと思います。

（３）第７期みよし市障がい福祉計画、第３期みよし市障がい児福祉計画の進捗状況について

岩山会長	それでは続いて、議題（3）第７期みよし市障がい福祉計画第三期みよし市障がい児福祉計画の進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは議題の（3）第７期みよし市障がい福祉計画第三期みよし市障がい児福祉計画の進捗状況について事務局から説明をさせていただきます。 この両計画は、令和８年度までのサービス見込量を算出し、それを達成できるよう、事業や体制整備等を実施していくこととなっています。記載にありますように、第７期障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画から抜粋してご説明させていただきます資料の訂正をお願いします。「第５章　第７期障がい者福祉計画の事業展開」と表記されていますが、正しくは「第６章　第７期障がい福祉計画の事業展開」に訂正をお願いします。 資料３ページ、第６章、計画冊子は58ページ以降、につきましては、国から示された項目について、令和４年度の数値を基準として、令和８年度末の目標値を設定し、達成のための方策を記載しました。 （１）福祉施設入所者の地域生活への移行です。施設入所者数は基準値 18人に対し、令和６年度末は 19 人でした。移行者は２人、削減数は１人でした。これからも市内事業所等へ支援を続け目標値である施設入所者数を 17 人以下となるように目指していきます。 資料４ページの（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。精神障がい者が地域の一員として安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指すこととされています。この協議の場については、自立支援協議会内に精神保健福祉部会を設けており、年に３回部会を開催し、延べ46名の関係者が参加しました。 資料５ページ（３）地域生活支援拠点が有する機能の充実です。強度行動障がいを有する者への支援体制の整備について、令和６年度の実績、令和８年度の目標にある「検討」のイメージを説明しますと、主に事業所等と研修や勉強会を行い事業所職員の支援の資質向上に努めることで、受入内容の充実を図ることです。令和６年度には事業所に対し受入れにあたっての課題は何かアンケートを行いました。その回答として、事業所間の横の連携や、家

	族支援、事業所への資金補助などがあげられましたので、このような内容を踏まえ、進めていきます。 　ここで、地域生活拠点の整備イメージについて整理させていただきますと、資料６ページの図にあるとおり、障がいのある人の重症化、高齢化、親亡き後を見据え、居住支援の体制を整備することを目指しています。国が示す５つの機能を一つの法人、事業所で達成するのは困難であると考えられるため、それぞれの法人や事業所の強みを活かした「面的整備」を目指す予定で、今後、関係機関との調整が必要となります。このことについては、自立支援協議会を中心に検討していますが、本審議会委員の皆さまにも、体制整備に向けて、御理解と御協力をお願いしたいと思います。 　資料６ページ（４）福祉施設から一般就労への移行です。令和６年３月末時点で、福祉施設を経て一般就労へ移行した方は 16 人となりました。また、就労定着支援の利用者数も当初の見込みを大きく上回っています。　この背景には、令和６年度から「みよしはたらく協議会」が支援を開始したことが影響していると考えられます。以前はこれを市外就労移行支援事業所に委託していたため、支援の成果が十分に実績として反映されていなかったのが理由ではないかと考えられます。　今後も、自立支援協議会の就労支援部会において、障がい者の雇用促進に向けた取り組みを継続して検討していきます。 　資料８ページ（５）相談支援体制の充実・強化等です。障がいのある人が、地域において自立した日常生活または、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、様々な希望に対応するための相談支援体制の構築が欠かせません。本市には、特定相談支援事業所が８事業所あり、計画相談支援を行っています。相談支援専門員が月に１回以上集まって事例検討会、連絡会を行うなど、資質向上に努めています。 　資料 9 ページ（６）障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築です。多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修の充実や、適正なサービス提供が行われているかどうかを情報収集することにより、障がい福祉サービスの、質の向上を図る体制作りを進めます。令和６年度、県が実施する障がい福祉サービスの研修に市職員が参加したのは２人でした。障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析してその結果を活用する体制があるかどうか、について、この審査結果でわかる内容というのは、サービス別・事業所別の請求量や、その対象者の属性（給付区分や障がいの種別といったもの）になります。これらの結果を活用し関係者で共有することまでには、至っていない現状なので、今後、他市の状況を参考に活用方法を探っていく予定です。 　資料 10 ページからは、障がい福祉サービス等の、数値目標に対する実績を報告いたします。令和 6 年度における訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービス、相談支援、地域生活支援事業の実績について、見込みとの差が大きかった項目を中心にご報告します。　まず、居宅介護・重度訪問介護について、利用量が見込みより少なかったため、令和５年度末との比較を実施しました。R５年度末の居宅介護実績、利用量 929 時間、利用者 51 人で令和６年度末は減少が見られました。令和５年度末の重度訪問介護実績は、利用量 169.5 時間、利用者４人で、令和６年度末は前年とほぼ同水準ということがわかりました。居宅介護の利用量減少について詳細を確認したところ、主な要因は、令和５年度に利用量の多かった方の転出および死亡によるものと分かりました。次に、同行援護（訪問系サービス）の利用量については、　利用者が２人に減少したことに伴って、利用時間も減少していたこと

	がわかりました。 資料 11 ページ、日中活動系サービスの、生活介護、自立訓練（機能訓練）の利用量について、見込みどおりの上昇は無く、実績は生活介護については微増、横ばい状態になっています。自立訓練（生活訓練）については、利用者の増に伴い利用量が増加しています。就労移行支援の利用量も横ばい状態ですが、就労継続支援（A,B)、就労定着支援については、どれも見込みよりも大きく増加しています。これは今までの移行支援がうまく機能した結果が反映していると思われます。また市外に就労移行支援事業所が充足しており、利用できる事業所が増えたことも要因の一つと思います。 続いて、資料 12 ページ居住系サービスについて、共同生活援助（グループホーム）の利用者数の増加について、令和５年度末との比較を実施しました。利用者の内訳として令和５年度　知的障がい者 21 人・精神障がい者 11 人、身体障がい者２人であったのですが、令和６年度にはそれぞれ 25 人・14 人、２人へと増加していました。市内で新規施設の開設がない中での利用者の増加であるので、市外施設への入所者が増えたと考えられます。P74 令和５年度サービス利用実績は 12 月時点の実績のため、見比べていただくと表の年度末人数と差がありますのでご了承ください。 続いて、資料 13 ページ相談支援について、計画相談支援の利用者数が増加しています。自立支援給付のサービスの中でも就労継続支援（A/B）の利用者が増えていることに起因すると考えられます。（資料 P11、計画 P71）これをふまえて、これからも相談支援に携わる者の資質向上に努めてまいります。 続いて、資料 14、15 ページ地域生活支援事業の報告に移ります。（地域生活支援事業・必須事業）では、令和６年度に相談支援事業・基幹相談支援センターの数が１カ所増えました。資料２で説明した通り、おかよし地域包括支援センター内に基幹相談支援センターのサテライトを設置したためです。移動支援事業は利用者が減りましたが、利用量（時間/月あたりの）は増加しています。 続いて、資料 16 ページ（地域生活支援事業・任意事業）のうち、療育体操の利用者が大幅に増加しています。継続して何年も利用し続けている方に加え、数年前から小学校へも周知を行うようになり、広く認知されてきたことが要因と思われます。 17 ページ（４）障がい福祉サービス以外の見込について、①発達障がい等に対する支援について、令和６年度は自立支援協議会児童部会と基幹相談支援センターにおいて、よつばに通う保護者を対象にしたペアレントプログラムを開催しました。このプログラムは 1 クール６回の講義で、４人の方が参加されました。令和７年度の開催は未定ですが、次回開催の際には受講修了者の方にペアレントメンターとして参加していただけたらありがたいな、と考えています。ピアサポートの活動への参加人数については、自立支援協議会と障がい者等サポートセンターシエルブルーで開催した研修に参加された人数を実績としてあげました。 ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、こちらも共同生活援助のサービス利用者の見込み値との差が顕著ですが、こちらは資料 P12・居住系サービスについてで説明したとおり、実績値が令和５年度 11 人令和６年度 14 人となっており、サービス利用者は当初見込みの２倍程度の増加傾向にあります。 資料 18 ページは、障がい児支援の提供体制の整備等で、児童発達支援センターや重症心身障がい児支援体制の整備、医療的ケア児の支援について話合う場の設置等を掲げることとなっています。数値等は令和６年度末の実績値

	です。 　児童発達支援センターは公設では未設置ですが、令和６年度に私設の児童発達支援センターが開設したため１カ所としています。 　障がいのある子の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築については、具体的な取組の例示として、保育所等訪問支援の活用促進、自立支援協議会や地域のネットワークの活性化、障がい児支援と子育て支援の連携などが挙げられています。保育士や教職員への研修、人材育成は実施していますが、今後は、地域の子育て支援拠点などで障がいのある子も参加できるイベントや活動の企画、、地域住民への啓発などを検討する必要があると考えています。 　以下の項目については、既に設置済となっています。 　重症心身障がい児の受け入れを支援する、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所は、市内に本部を置く NPO 法人が設置、運営を行ってくれています。 　医療的ケア児支援のための協議の場については、市障がい者自立支援協議会内に医療的ケアさぽーと部会を設置し、これを協議の場として位置付けています。医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置数は現在８人（令和６度末）で、目標値は達成できそうです。 　資料２でも説明をしました、障がい者福祉センターの事業として重症心身障がい児の受け入れを優先して行っていますが、これは地域活動支援センター事業であり、その分はここの実績に入っていません。 　障がい児通所支援、相談支援の利用状況は、19 ページのとおりですが、 　放課後等デイサービスの利用量が増えています。利用者の増加はもちろんあるのですが、一人一人が週に利用する回数が増えたことが要因だと思われます。障がい児相談支援者数の増加についても、これに伴っているように見られます。ちなみに、市内の放課後等デイサービス事業所は令和６年度の増減はありませんでした。 　以上で、【議題（３）】の説明を終わらせていただきます。
岩山会長	ご説明ありがとうございました。 　では何か御質問はありますでしょうか。
渡邊委員	障がい児支援の見込み量というところですが、ここの一番最初にサービス見込み量確保のための方策と書いてありますが、児童発達支援については、こども相談課、豊田市こども発達センター等からの情報をもとにと書いてありますけども、もうここだけでは絶対に対応できません。ここも「等」というのはどういうことなのか、あくまで民間でなければいけないのか、公立でなければいけないのか。民間も含めての文言がないと、ふたばの人は発達センター以外は受けてはいけないと思い込んでいる方もいらっしゃいます。それ以外では判定ができないと思っていらっしゃる方も事実あります。 　また、自立支援協議会児童部会の市内保育園在籍の発達が気になる乳児の課題分析や進学時の支援方法とありますが、民間の認定こども園には２歳児もいます。市内保育園という文言は非常に気になるし、保育園児だけしかだめなんだと思ってしまいます。 　小中学校や教育委員会と定期的に情報交換を行い、各サービスの周知や連携の強化を図りますとありますけども、具体的にはどのように情報交換を行い、定期的とはどのくらいの頻度でしょうか。 　子ども子育て支援の利用ニーズを踏まえた提供体制は子育て支援課等関係機関とともに検討しますとありますが、何をどのようにしたのか、経過報告

	はどれを見ればわかるんでしょうか。 　放課後児童クラブの相談支援体制の構築に向けてとはどういうふうにイメージをすればいいんでしょう。 　障がいのある子の地域社会への参加・包括インクルージョンがとても大事で、この推進体制の構築とはどういうことをイメージして、私たちもどういう方向に進むんだとイメージができるようなものをお話していただければと思います。
事務局	こども相談課と発達センター等からの情報について、児童発達支援事業をお使いになりたい方は、保護者が医療機関に自分で行かれて、そこで児童発達支援を使ったらと病院の先生に言われたから相談に来ましたという方もいらっしゃいます。こども相談課と発達センターからの情報だけではないですが、窓口に来られた利用希望者のお話をお伺いした上で各サービスにつなげていきたいという思いで書いているものでして、メインとしてはこども相談課と発達センターからが多いという意味合いでの記載になっております。 　学校との情報連携について、特別支援教育を担当されている先生方と相談支援専門員で、毎年１回情報交換の機会を設けています。こちらからの制度の説明とその後先生方と相談支援専門のグループワークを行っております。学校の先生方も異動がありますし、相談支援専門員も年々変わるため、年に1回必ず顔合わせを行っています。地域の現状と課題を話し合うような場としては非常に有意義な機会と思っていますので、また何か情報提供できるような内容がありましたら情報提供させていただきます。 　子ども子育て支援等に係る見込量は、保育園と認定こども園、放課後児童クラブに通われている障がいのあるお子さんの数を記載するようにと国の指針等に基づいて書かせていただいている。これは子育て支援課と書いてありますが、計画は保育課になっております。具体的にその提供体制を福祉課で検討している訳ではないので、今後受け入れにあたっての色々な課題等が出てきた場合に、児童発達支援運営委員会や自立支援協会児童部会等で話し合う場としては設けておりますので、保育課やこども相談課から課題があった場合には、そのような協議の場で課題を確認し、検討していきたいと思っております。 　今年度、放課後児童クラブの先生方やお母さんからの相談が増加傾向にありまして、年度当初の計画にはなかったのですが、基幹相談支援センターの職員が放課後児童クラブの現状と課題の確認のために訪問して、先生やスタッフの方からお話をお伺いする機会を設けさせていただきました。先日、すべての児童クラブ回ったという報告を担当相談支援専門員から受けてはいますが、現状と課題の整理と今後の方向性についての検討等はまだ行われておりません。現状の確認が終わった段階ですので、必要に応じて、児童クラブの担当所管課の学校教育課も含めて放課後児童クラブにおける問題についてどのように対応したら良いか一緒に考えられると良いと思っています。
岩山会長	その他何かご意見ご質問ございますでしょうか。
西條委員	１つ情報提供で、関係するとしたら６ページの福祉施設から一般就労への移行等になるのかなと思います。 　愛知県教育委員会から今年度学校に向けて、小中学校及び義務教育義務教育学校における校務補助員、障がいがある方の任用の一層の推進についてという依頼がありました。愛知県教育委員会の障がい者雇用率は1.63％で、７年連続全国最下位という状況です。障がい者の法定雇用率が2.9％へ引き上げられようとしているところに、今のままでは最低を走っていくので、県教

	委の思惑としては各中学校区に１名以上の障がいが持っている方を校務補助員として任用したい、そのための予算を確保しましたという案内でした。どんな方が対象になって、どんな仕事をしていただくかは個々のケースで詰めていかなければいけないですが、規模としては小学校区に１名ですので、大きなものと思います。今年もこの話が教育委員会に来たときに、くらし・はたらく相談センターに情報提供があったかと思います。今後も情報交換しながら、例えば卒業生だったり、みよしに住む人たちだったり、今は福祉就労している人たちが、このような雇用の仕方で繋がっていくと良いと思いました。
岩山会長	阪田委員より何かお気づきの点があればお願いいたします。
阪田副会長	今日の議論は子どものところが多かったと思います。資料１ページに障がい者（児）福祉に関わる計画のイメージ図がありますが、ここの関連計画にある児童育成計画についてどのようなものか知らないため、機会があれば情報共有ができると良いと思います。 学校との共有がとても大事だと改めて思いましたし、自立支援協議会では地域課題報告書を毎年出していまして、その１つに保護者のことが出ている。利用者と保護者と話す機会があり課題は感じるが、どのような方法策が取れるかは非常に難しいと思っています。ただ１つ言えることは、いかにその親御さんの本音を聞き出せるか。私は長年相談事業をやっていて、うまくいったケースやうまくいかなかったケースもたくさんあります。うまくいったケースの中でヒントになることがたくさんあり、保護者の本音が確認できること。本音と建前があり世の中難しいが、この混沌とした社会の中で、多様化のことを思うと、いかに本音で言えるような環境づくりが大事か、そこを皆で意識してやることが大事だと思います。 虐待の案件で、児童が死亡した情報がニュースになりました。そうなる前の手立てをしようと思うと、常日頃から本音でアウトプットできる環境をつくり、社会のハードルを低くしていかなければいけません。福祉サービス事業所のハードル、学校のハードル等を低くしながら共有する作業は本当に大事だと思っています。それがうまくいけば、暮らしやすい社会になると思いますので、そういう意味ではこの計画も数字だけではなく、背景をしっかり追えるような形でやっていくととても良いと思います。
岩山会長	本日の議題は以上で終了いたします。 委員の皆様には慎重に御審議いただき、ありがとうございました。 これにて議長職を終了させていただきます。

３　その他

福祉部次長兼課長	それでは、３　その他の今後のスケジュールについて。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。 障がい者計画は６年、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は３年が計画期間となっています。令和８年度は、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定の年となるため、今回の進捗確認と合わせ、３回の会議開催を予定しております。時期は目安であり、日程等は決まり次第、すぐに委員の皆様にはお伝えします。開催予定時期に、すでに次年度のご予定が決まっているものがある場合は、この後事務局までお伝えください。 以上です。
福祉部次	本日は、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

長兼課長	以上を持ちまして、令和７年度みよし市障がい者福祉計画審議会を終了いたします。 皆さま、ご起立をお願いします。 【一同、礼】 本日はありがとうございました。